

令和4年度近畿中国森林管理局 事業評価技術検討会議事概要

- 1 日 時：令和5年2月17日（金）14:00～15:40
- 2 場 所：近畿中国森林管理局 2階第一会議室外（Web開催）
- 3 出席者：技術検討会委員
松浦 純生（委員長）、松本 光朗、深町 加津枝
近畿中国森林管理局
総務企画部長、計画保全部長、森林整備部長
企画調整課長、計画課長、森林整備課長
- 4 議 題：事前評価について
森林整備事業 尾鷲熊野森林計画区（三重県）
森林整備事業 吉井川森林計画区（岡山県）

5 議事概要

近畿中国森林管理局（以下「近中局」）から、森林整備事業尾鷲熊野森林計画区及び吉井川森林計画区の事前評価の案について説明した後、質疑応答・取りまとめ。

【尾鷲熊野森林計画区（三重県）】

（委員長）

尾鷲熊野森林計画区の評価の案に、各委員からのご質問、ご意見等をお願いします。

（委員）

チェックリストの自然環境・景観への配慮について、地域の方に意見を聞いたという説明であったが、地域の関係者の意見が反映されているかどうかは、地域関係者の理解を得ることであって、自然環境・景観に配慮しているかどうかは、地域の方の意見を聞くこととは別の判断になる。

また、路網の整備において木材を使うという説明であったが、具体的にどのような形で路網の整備に使うのか。

（近中局）

自然環境・景観への配慮は、施業方針や施業の仕方も含めて計画制度に基づいて対応している。併せて、地域関係者の声を聞きながら計画している。その中で、一定の基準に基づいて自然環境・景観への配慮を評価判定している。

路網の整備に当たっては、全体的な資源量を見ながら、新設等の整備が必要かどうかの判断をしている。また、整備においては、木材の使用も求められており、写真のような丸太柵工の設置や木製の土留め、路面の排水等に木材を使用している。

自然環境・景観への配慮の評価Aについて、配布資料の参考1の4ページの優先配慮事項3の（1）森林環境・景観への配慮、自然環境保全機能の発揮にAかBかの判定基準がある。地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れて、自然環境・景観に配慮した計画であれば、判定基準で評価がAとなる。森林計画は、地域懇談会を開催し地域の意見を取り入れながら策

定しており、判定基準に基づいた評価としている。

なお、判定基準によると、地域関係者の理解は、地域関係者から要望又は同意を得ることとなっており、森林環境・景観への配慮と異なる点である。

(委員)

最初の質問について、もちろん地域の方や協議会の意見を踏まえるのは大事なことだと思うが、評価指標が自然環境保全機能の発揮なので、一番大事なのは、機能が発揮できるような計画になっているかどうか。極端に言うと、地域の方の意見がそのまま機能が発揮できるかということとは違う場合もある。項目から考えれば、客観的に機能を発揮できるかを本来見るもので、説明の資料を見ると、判定基準が違って、話を聞いていけば、一番いいことになっているので、この基準を作った時点のことかもしれないが、少し違和感を持った。

2つ目の質問は、いろんな所で木材を使うのはいいことだが、具体的にどういう技術でどれくらいの量でどういう物が使われているのか、数字や資料があれば聞きたかったが、手元に数字等がなければよい。

(委員)

参考1の6ページを見ると、自然環境・景観に配慮した計画として①から⑤まで具体的に判定に当たっての留意事項が記載されている。こういう具体的なものを掲げて説明されたほうが分かりやすい。

(近中局)

委員ご意見のとおりで、当該森林計画区は、森林整備については、地形、地質等の自然条件に応じた施業が図られる。また、路網の整備等にあつては、新設、林道改良工事において土地の形質の変更を最小限に抑えられた計画となっている。さらに、野生動植物との共存、早期緑化等の取組が図られているということで、総合的にA評価としている。

(委員)

説明いただいた内容等に留意して計画されて、それが地域住民や協議会の意見も取り入れたものだというような説明を頂いたほうが分かりやすい。

(委員長)

各委員からご意見がありました、優先配慮事項の3事業の実施環境等のA、B又はC評価の判定基準の内容は、近畿中国森林管理局でカスタマイズしてこういう評価になっているのか、或いは各森林管理局の横並びで評価すべきということで林野庁から示されているのか。前者でありカスタマイズ出来るのであれば各委員のご意見を取り入れて、判定基準の内容を書き換えることも可能かと思う。横並びの評価であるならば、林野庁にフォーマットの評価シートを改善する旨伝えるべきだと思うがいかがか。

(近中局)

A、B又はC評価の判定基準の内容は、林野庁で定められていて各森林管理局横並びであり、いただいたご意見は林野庁に伝えることとしたい。

(委員長)

林野庁には、各委員から改善の意見が出たとお伝えいただければと思う。

(委員)

シカや野生動物にどう対処していくかは非常に難しい課題だと思う。実際、防護柵を設置された後の管理の課題やこの周辺の被害状況なども併せて教えていただきたい。設置後のメンテナンスなど、雪などの影響で維持するのは大変だとも聞く。

(近中局)

シカ被害対策は、非常に重要な対策と認識している。植栽と同時に防護柵を設置しているが、設置後のメンテナンスを定期的実施しなければシカが侵入し、植栽木が被害を受けることになる。

現在は定期的に巡視し防護柵の維持管理を行っている状況であるが、今後は防護と捕獲の一体的な取組に加え、防護柵設置後のメンテナンスが課題になってくると考えている。

(委員)

経費や労力をいかに確保していけるかが重要だと思う。そういった観点も含め、新しい事業や継続事業も検討すれば良い事業になってくる。

(委員長)

この森林計画区でも、小林式誘因捕獲が実施されているのか。

(近中局)

この森林計画区もシカの被害が多く、小林式誘因捕獲を実施している。

(委員長)

尾鷲熊野森林計画区の評価の案に対する意見は、おおむね出尽くしたと思われるが、他に意見はないか。

それでは、尾鷲熊野森林計画区の評価の案について、技術検討会としての意見のとりまとめに入りたい。

検討委員会として、評価の案に異議はなく、意見としては「定量的な費用対効果分析の結果及び定性的な評価結果を総合的に検討した結果、事業の実施は妥当である」ということでよろしいか。

(各委員)

異議なし。

【吉井川森林計画区（岡山県）】

(委員長)

吉井川森林計画区の評価の案に、各委員からのご質問、ご意見等をお願いします。

(委員)

掲げられた必要性などを見ると、ほとんどが尾鷲熊野森林計画区と同じような文言なのだが、改めて吉井川森林計画区を見ると、当初の説明では事業地の概要で国定公園がかなり含まれ、森林空間利用タイプの森林保健・文化・教育的な活動の推進で、とても大きな意義のある地域だと感じられる。しかし、その後の説明では多面的機能、特に保健休養の機能を強調されるような表現がなく、尾鷲の時と一緒にあったのが気になる。それぞれの地域の特徴が考慮されていない文言の書き方になっていて、ちょっと機械的すぎると感じた。

(近中局)

ご指摘のとおり、両計画区とも特徴はそれぞれ持っており、記述内容はもう少し特徴を踏まえて記載するべきであったと考えている。ご指摘を賜り検討したい。

(委員)

国有林の資料などで見ると、溪畔林の整備事業をされているが、この事業評価の事業名が森林環境保全整備事業であるから、単に人工林の手入れをしたらこの事業になるということだけでなく、もっと積極的に森林環境をいろんな場所に応じながら整備することを試みていただきたい。

面積は大きくなくても、溪畔林であるとか広葉樹とか元々地域の植生や文化を反映したような森林整備を行っていただくとよいと思う。そのあたりの状況などご説明いただきたい。

(近中局)

森林整備事業ということではないが、吉井川森林計画区は今年度森林計画を策定しており、人工林の比率が高い計画区で、保護林の数も少ないが、計画策定においては、人工林に広葉樹が侵入し

てきて混交林化したところは、育成単層林から育成天然林の施業に切り替えるなどの変更も行って
いる。

今次計画では、溪畔沿いの人工林の間伐等を通じて溪畔域本来の植生を取り戻す区域である「溪
畔林」は設定しなかったが、設定を検討しているところがあるので、次期計画では「溪畔林」に区
分する考えである。

また、当然のことであるが溪畔周辺は保全すべきところであり、再生区域としての「溪畔林」は
設定しなくても、沢筋には適切に保護樹帯などを配置して、極力保全するように努めている。なお、
自然公園の周辺については、自然維持タイプに編入した林分もある。

(委員)

良い試みをされているので、そういうところを積極的にこの検討会で説明してほしい。特に、自
然環境や景観に配慮したところで評価がAになっているので、その部分について、より具体的な配
慮事項や取組を聞きたい。また、この地域の中で国有林事業が模範になるような形を期待している。

(委員長)

近年、溪畔林は流れ木が非常に大きな問題になっている。トレードオフの関係にはならないと思
うが、特に、森林環境を保全する必要性が低く、しかも流域治水上、流木災害が発生する可能性の
高いところは、溪流沿いの立木は流木になる危険性があるので、ある程度伐採をするというのもこ
の森林整備事業に含まれているのか。

(近中局)

これが流れ木になる、保全に資するというのが一律には判定できない部分があって非常に難しい
課題だと思う。事業対象箇所は溪畔沿いに人工林があって、放置すれば流れ木になることが明白な
立木があれば、間伐木として選木することになると考える。

一方で、立木には溪岸侵食を抑制する機能もあるので、溪畔の取り扱いには十分に気を付けなけ
ればならないと考えている。

(委員長)

まさしくその通りだと思う。段丘にある溪畔林は結構、侵食されやすく流れ木になったりするが、
基盤岩にしっかり根を張っているようなところは、土砂流や土石流をかえって抑止する効果もある
と考える。したがって、判定基準は森林環境を保全するという観点も考慮しつつ、下流域への流れ
木対策としても十分にきちんと判定していただいて、対策をお願いしたいと考えている。

(近中局)

森林計画、治山、森林整備の担当がそれぞれ関わってくる課題なので、関係課で共通認識を持っ
て対応できるようにしていきたい。

(委員)

今回の事業の時、地域の方や協議会の意見を聞いていると説明があったが、具体的にどういう方
々の集まりで、どういう形で意見を聞いているかプロセスや内容を教えていただきたい。

(近中局)

先ず一つには森林計画の策定段階で、策定作業の前年度に地域の森林・林業関係者等にお声かけ
して懇談会を開催したり、計画案を公告縦覧したり、ホームページで意見募集するなどしている。
必ずしも十分ではないかもしれないが、なるべく幅広く声を聞く努力はしている。

局段階では、有識者懇談会で森林林業、自然保護、消費者、木材関係者及び報道関係者等様々
な方が入った懇談会を設置している。森林計画は5年に1回のローテーションで、毎年度8計画程度
を策定するが、こうした各分野の有識者の方から計画についてご意見を伺っている。

これとは別に事業実施の前年度に、個々の事業箇所ごとに事情があって、例えば猛禽類がいる、
希少な野生鳥獣がいるなど様々あるので、十分に網羅できていないケースもあると思うが、現場の
森林管理署、森林事務所の職員が事業実施に先立ち、そういった情報を集めて調査し、あらかじめ

理解を得たうえで事業を実施するよう努めさせていただいている。

(委員)

色々な方の意見を聞いているのは分かった。この地域は木地師の文化やいろんな取組を自治体や地域レベルでやっていて、林業遺産になった水車を使った製材であったり、他にもそうだが、文化的にも大事なところで、国有林が地域の取組とどう連携し、繋がっていくかに関心があった。そういった取組や一緒に何かやっていくとか、今回の事業のあり方も検討できたらいいと思ったのだけれど、いかがか。

(近中局)

意見も様々あると思う。委員ご指摘のとおり地域の文化に関係するものや自然環境の保全、或いは安全にかかわるものもある。

最近あった意見を反映した例としては、必ずしも計画に反映するというものではなく、事業実施で対応というものもあるが、国有林に住宅団地が迫っていて、日当たりを改善したいので間伐をして欲しいと要望があったものに対して、速やかに事業を実施して環境を改善した事例などもある。

今年度意見を聞いた計画区の中では、国有林として住宅に近い危険木の処理をしっかりとやって欲しいという意見があり、それについては地域管理経営計画の新しい案には、危険木処理に係る記述を設けたり、自然保護関係では事業実施箇所、多くの者がバードウォッチングを楽しんでいて、観察シーズンに事業実施は避けて欲しいという要望があり、事業期間を変更して対応したというのが、最近の意見要望への代表的な対応例である。

(委員)

事業内容ではないが、シカ被害対策について尾鷲熊野森林計画区の写真ではかなり大きい鉄製の防護柵を使用し、吉井川森林計画区では単木保護のヘキサチューブを写真では使用しているようだが、どうやって判断して使い分けているのか。地域によってそれぞれか、特徴があるからこっちを選択したとかを聞きたい。

(近中局)

シカの防護柵、ヘキサチューブによる単木保護の使い分けは、地域のシカの被害状況などもあるが、一番は現地の状況を確認し判断している。地形が平坦或いは急峻、それと積雪の状況など。そういう因子を踏まえて、簡易な防護柵にするのか、雪害にも耐え得る強固な物にするのか、単木保護でいうと全体面積と植栽本数でどちらが経費的に安価に済むのか、そういう現地の状況を総合的に勘案して、ここはどういうふうでどういった機材でやるかを決めている。

特に吉井川森林計画区は、シカの被害が近年著しい状況になっている。写真は単木保護の例示として載せているが、実態としては積雪もあり頑丈な防護柵が主になっている。

(委員)

柵を使うか、ヘキサチューブを使うか個別に判断しながらやっていく。この写真はその例示だと理解した。

(委員長)

ヘキサチューブを使った場合に、乾燥害の被害は出ているのか。関東森林管理局管内の群馬では、中がかなり高温になって枯死するという案件がでてると聞いた。

(近中局)

乾燥して枯れるかをメーカーに確認したが、メーカーの説明では、むしろ植えた時の植え方がどうだったのかとも言われている。当局管内ではヘキサチューブによる単木保護は全体的に数が少なく、単木的に枯れているのはあるが、チューブによる乾燥なのか、或いは植え方がどうだったのかというところまでははっきりしない。

(委員長)

国有林野の面積が吉井川森林計画区は13,000 ha、尾鷲熊野森林計画区は10,000 haで、路網の整備がそれぞれ1 kmと2 kmとなっている。これは吉井川森林計画区がかなり路網の整備が進んでいるので1 kmでいいという判断と考えるとよいか。

(近中局)

森林計画区内の資源量が路網を整備する上で重要な要素になってくる。また、国有林が小面積で分散している場合なども影響してくるため、計画区によって路網の整備延長が変わってくるものと認識している。

(委員長)

吉井川森林計画区の評価の案に対する意見は、おおむね出尽くしたと思われるが、他に意見はないか。

それでは、吉井川森林計画区の評価の案について、技術検討会としての意見のとりまとめに入りたい。

検討委員会として、評価の案に異議はなく、意見としては「定量的な費用対効果分析の結果及び定性的な評価結果を総合的に検討した結果、事業の実施は妥当である」ということでよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(委員長)

以上で議事を終了する。